

猪名川・藻川 河川保全利用委員会通信



令和8年

9

月

猪名川・藻川での 「川らしい利用」へ向けた 取り組み

— 川らしい利用を具体的にする —
ための行政のとりくみについて

猪名川・藻川河川保全利用委員会とは…

猪名川・藻川の河川敷は公園やグラウンドの整備を進めることで市民に憩いの場を提供してきました。一方、人工的に整備された施設は、**本来の川のあるべき姿を失わせる原因**にもなっており、利用のあり方について見直しが求められています。これからの河川の利用においては、周辺の環境・地域性に配慮し、「**川でなければならない利用・川に活かされた利用**」という観点から、本来河川敷以外で利用する施設については縮小していくことを基本としていますが、グラウンドなどの施設は数多くの人々に利用されており、今後のあり方について深く議論していく必要があります。

委員会は学識経験者等で構成され、猪名川・藻川のうち、猪名川河川事務所の管理区間を対象としており、猪名川・藻川における**公園やグラウンドの望ましい利用のあり方**について検討し、河川内の公園占用について、河川管理者が許可するにあたって意見を述べます。



現地視察を
行いました

令和8年度第1回委員会では9月2日に今回審議対象となる5箇所の占用案件について現地視察を行い、各占用施設の位置、施設規模、利用形態、周辺の自然環境、環境保全への配慮等について現地の状況を確認いたしました。



令和8年度

猪名川 保全利用

検索



第1回 猪名川・藻川 河川保全利用委員会を開催しました

開催概要

日時 令和8年9月2日（水）15:25～17:10
場所 猪名川河川事務所 2階 会議室
出席者 委員3名、関係行政機関5機関、河川管理者5名、
一般傍聴者0名
議事内容 報告事項
(1) 令和7年度第2回猪名川・藻川
河川保全利用委員会報告
審議事項
(1) 委員会規約の改正
(2) 個別占用案件の審議
(3) 個別占用案件の中間報告
(4) 中央南児童遊園地(川西市)倉庫の変更について
(5) 各公園の整備方針

出席委員(敬称略)

綾 史郎(委員長)
大阪工業大学 名誉教授

野本 康太
伊丹市昆虫館 副館長

服部 保
兵庫県立大学 名誉教授



委員会での意見

個別占用案件の審議3件、中間報告2件、各公園の整備方針等の審議を行いました。

【個別占用案件の審議】

■猪名川緑地（池田市）

堤外地

- 全体的に適切に管理されている。
- チガヤについてはよい管理をされている。ウマノスズクサの保全やヨモギの抜き取り等も適切に管理していただきたい。
- いなプロの活動をぜひ継続していただきたい。

■伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市）

堤外地

- テニスコートの下流側や川側は、過去に良好なチガヤ群落があり、カヤネズミの巣があった場所である。外来種が繁茂する現状は残念。
- 伊丹市の自然が少ない中、生物多様性のために河川の自然を活用する経緯があったと思われる。このような経緯を考慮して申請を再考していただきたい。
- 猪名川クリーン作戦等の普及啓発活動は継続して欲しい。

■尼崎市農業公園（尼崎市）

堤内地

- ソメイヨシノが枯れているので伐採するのがよい。
- 大木となっているアラカシ、エノキは伐採するのがよい。
- 堤防のチガヤ群落は非常に良好で、適切に管理されている。

【個別占用案件の中間報告】

■新家子ども広場（尼崎市）

堤内地

- 多年草の外来種（セイバンモロコシ、タチスズメノヒエ）、クズは適切に処理するべきである。

- 砂場に動物の糞があるので清掃するのが良い。
- 祠は地元の利用があるので問題はない。占用物として適切な対応が必要である。

堤内地

■天津緑地（伊丹市）

- 倉庫の追加については問題ない。
- ソメイヨシノは倒木の恐れがあるので、伐採するべきである。
- 緑地の管理はきれいにされている。つる植物の除去を早く対応することで管理がしやすくなる。
- コミスジ（蝶）は貴重な種であり、分布していることは望ましい環境である。

【各公園の整備方針】

各公園に共通の統一方針と、今回の審議・中間報告の対象となった5案件の整備方針が了承された。

■統一方針

- 猪名川・藻川河川利用憲章に基づき『川らしい利用』の取り組みをつづけ、自然豊かな猪名川を次世代に伝える
- 河川環境の保全と再生に配慮し、植生管理や清掃を適時適切に行う
- 生物多様性、堤防や高水敷の管理、文化的側面から、猪名川・藻川における半自然草原はチガヤ群落を基本とする

【発行】 猪名川・藻川河川保全利用委員会 事務局

【事務局】 国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課

〒563-0027 池田市上池田2-2-39

TEL: 072-751-1111 FAX: 072-754-4469 URL <https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/>

